

---

# ロケ撮影隊の為のガイドライン

---

孀恋村フィルムコミッション

一般社団法人 孀恋村観光協会

## はじめに

孀恋村は観光地でありながらも、孀恋高原キャベツなどの特産物生産農家も多く、森林・溪流・高原のほか様々なロケーションでの撮影利用につきましては、承認および承諾の必要性があります。無断で私有地および公共施設、管理地への立ち入りや撮影に関しては、事故やトラブルが発生する恐れがあります。そのような事が起こらないためにも未然に防ぐことを考慮し、利用者様には利用目的ならびに利用趣旨のご報告をいただきたいと存じます。

また、孀恋村は上信越高原国立公園(環境省)の地域もあり、生態系の保護観察地域として管理されています。環境保全を念頭に地域へのご配慮をお願いしております。

孀恋村は映画・ドラマ・バラエティ番組や企業CMなどロケ地として数多く利用されています。ロケ撮影には撮影場所の関係者だけでなく、その地域の住民も協力をしています。過去の優れた作品も、各地域の理解と応援によって作り出されてきたと言っても良いでしょう。現地での行動につきましては常識的なマナーを守っていただき、夜間の撮影や通行止め等、周辺住民の生活に影響がない様に、また問題を未然に防ぐためロケ隊が守るべき事項を整理し撮影ルールを明確化していきたいと存じます。

商業撮影隊および営利目的の撮影だけでなく、愛好家やコスプレ撮影を目的とした利用者みなさまへも同等のご案内および対応をおこなってまいります。撮影利用者様からの速やかなご申告をいただき適切なご案内ができればと思っております。

孀恋村フィルムコミッション

## 【目次】

1	対象・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	ロケ撮影におけるトラブル・・・・・・・・	4
3	ロケ撮影の際に配慮すべきこと・・・・・・・・	5
	（1）施設側への配慮	
	（2）駐車場の確保	
	（3）周辺住民への周知・環境への配慮	
	（4）歩行者等への配慮	
	（5）文化財への配慮	
4	事前の許可・周知が必要な事項・・・・・・・・	6
	（1）特別な制服・車両等の使用	
	（2）スタント、特殊効果等	
	（3）撮影機材等	
	（4）道路標識・道路設備等	
	（5）撮影終了後の清掃	
	（6）著作権及び肖像権	
	（7）保険と責任	
	（8）クレジット表示	
	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1. 道路使用許可に関する法令	
	2. 消防法に基づく許可申請	
	3. ドローン等を使った撮影について	
	4. 主な届け出先および問合せ先	
	5. 注意事項	

## 1、対象

このガイドラインは婦恋村で撮影をおこなう際に、撮影に協力される地元住民や施設管理者等へ配慮すべき事項を取りまとめたものです。映画やテレビドラマ等の映像作品制作者、マネージャー、ディレクター、写真家、映画や放送学科の学生、サブカルコンテント、コスプレ撮影等が対象です。

## 2、ロケ地におけるトラブル

ロケ撮影で日常的に発生しやすいトラブルの事例を元にまとめております。山林・河川など特殊な地形であることと、観光地ということもあり確認の必要性があります。特に連絡や報告などのミスが大きな要因となる場合があります。施設側と密接に連携を取り、確認を取り合うことで防げることが多いと考えられます。

### (1) 撮影の許可条件違反に関するトラブル

- ①使用許可範囲以外での撮影行為
- ②（立入禁止の）森林や河川、農業地域等の侵入
- ③一方的な撮影時間の延長（特に深夜）
- ④撮影中止やスケジュール変更の連絡や報告がない
- ⑤撮影用の車両台数が多く、所定の駐車場に収まりきれなかった
- ⑥未申告の撮影機材（レール、クレーン等）の持ち込み
- ⑦施設内のコンセント電源の無断借用
- ⑧施設や設備への保護対策の不備
- ⑨原状回復をおこなわなかった
- ⑩撤収時の不完全な後片付け、清掃
- ⑪指定された施設使用料や駐車場代等の不払い
- ⑫撮影のキャンセルに伴う違約金の不払い

### (2) 撮影スタッフのマナーに関するトラブル

- ①弁当やタバコの吸殻などのゴミが散乱している
- ②観光スポットや街道・県道・農道等での撮影における一般利用者への配慮が不足
- ③火気の使用が厳禁とされている場所での火を焚く行為
- ④施設内の土足禁止が守られない
- ⑤文化財や特別保護地域(環境省管轄)への配慮が不足
- ⑥施設管理者や周辺住民への事前の対応が悪い

### **(3) その他のトラブル**

- ①夜間撮影の音や照明への苦情
- ②撮影関係者および見物者の騒音やゴミの投棄
- ③撮影現場に見物者が来て住環境が悪くなった
- ④通行止め等での交通の妨げ

## **3 ロケ撮影の際に配慮すべきこと**

### **(1) 施設側への配慮**

ロケ撮影に際しては、施設側が定めている許可条件を遵守し、施設側の都合も配慮してください。制作者側の都合や条件が施設側にそぐわない場合もあり、施設側は困惑する場合があります。施設を利用する場合は、十分な協議をおこない理解を得た状態でおこなってください。また、撮影決定後にキャンセルする場合はもとより、ロケハンをしたが最終的に別の場所で撮影することになった場合も、忘れずに施設管理者および嬬恋村フィルムコミッションへ連絡してください。連絡も無くキャンセルすることは、施設側に迷惑をかけることとなります。お互いに良好な関係を継続するためと、円滑なロケ撮影をおこなえるために、ルールとマナーをお守りください。

### **(2) 駐車場の確保**

ロケ撮影の場所を選ぶ場合、駐車場の確保は不可欠です。ロケバス・電源車等を駐車できる場所が近くにあるか確認しなければなりません。もし、施設側に十分な駐車スペースが無い場合には、近隣の駐車場を確保してください。また、路上での撮影については、所轄の道路管理事務所および交通課（長野原警察）等で指導を受けてください。違法駐車および迷惑駐車は、近隣住民や近隣施設の迷惑となります。

### **(3) 周辺住民等への周知・環境への配慮**

路上でのロケ撮影・大きな音を出す撮影・夜間撮影の際の強い照明等により周辺の住民に何らかの影響がある場合には、事前に（撮影の1週間前、少なくとも3日前まで）地域の住民・商店・企業等に周知する必要があります。特に、病院・幼稚園・学校などが近くにある場合は、入院患者や子供達に影響が無いよう配慮してください。また、環境への配慮から車両や発電機から出る排出ガスを抑制するなど環境対策にも留意することが求められます。

### **(4) 歩行者等への配慮**

公園内や歩道上での撮影の場合は、公園管理事務所や所轄の交通課から指導されますが、特に公園の利用者や歩行者、障害者の通行を妨害しないよう、迂回路の設置・交通

整理要員の配置などの配慮が必要です。

## **(5) 文化財への配慮**

ロケ撮影で地面を掘る場合は、そこが埋蔵文化財（遺跡）包蔵地に該当していないか確認する必要があります。もし該当している場合は、文化財保護法 93条に基づく届出書を各区市教育委員会を通じて東京都教育委員会に提出しなければなりません。掘る深さが浅い場合は、提出後2週間程度で撮影の許可が下りますが、遺跡に影響がある深さの場合は掘削調査の結果次第になります。

## **4 事前の許可・周知が必要な事項**

### **(1) 特別な制服・車両等の使用**

出演者が、特別な制服（警察、救急隊、消防士等）を着用する場合、混乱を防止するため、事前に施設管理者等に通知してください。また、撮影で緊急業務に使われる制服や車両を使用する場合は、仮ナンバー登録や搬送方法について所轄の警察署の許可を受けてください。撮影の時以外の保管や公道で運転する場合は、車体を覆ったりマークをテープ等で隠すなどの対応が必要になります。サイレンは撮影時のいかなる場合も音を出すことはできません。撮影時以外は点滅灯の電源を切り覆いをしてください。

### **(2) スタント、特殊効果等**

スタントや特殊効果（雨・雪効果など）、火薬の使用については、すべて関係法令や周辺住民の健康と安全に配慮した上で、監督者・管理者の指導のもとで行わなければなりません。特に、騒音・ほこり・煙にさらされる全ての人に事前に警告を与え、安全対策を実施しなければなりません。防護装置・防護服が必要な場合もあります。爆破、炎上などの特殊効果の撮影許可は、所轄の消防署からの許可が必要となります。銃器や長物の使用をする場合、銃は模造品でなければならずさらに公安委員会の許可が必要です。また、周辺の住民にも周知をお願いします。

### **(3) 撮影機材等**

ケーブルを敷設する場合にはテープで固定するなど安全に配置しなければなりません。歩道を横断してケーブルを配置しなければならない場合、ゴムマットで覆い、電光掲示、カラーコーン、蛍光テープなどで一見してすぐわかるようにしてください。また一般道路でクレーンや空中作業台を使用する場合には、正確な位置決めや重量制限等について所轄の警察署と協議するとともに、周辺を安全柵で覆い、表示をしなければなりません。夜間や視界が悪い場合には、周りに点滅灯を設置してください。照明・点滅灯・足場、組立構造物を一般道路または歩道に設置する場合には許可が必要です。

申請届先	TEL	FAX
環境省 信越自然環境事務所(万座自然保護官事務所)	0279-97-2083	0279-97-4302
吾妻森林管理署 三原森林事務所	0279-97-3024	0279-97-3024
嬭恋村FCへもご報告をお願いします	0279-97-3721	0279-97-3720

#### (4) 道路標識・道路設備等

道路標識・道路照明などの取り外しや、ガードレール等の構造物を加工する場合などは、道路使用許可とは別に国・都道府県など各道路管理者の許可が必要です。

道路使用等所管問合せ先	TEL	FAX
群馬県中之条土木事務所施設管理係三原支所	0279-97-3022	
須坂建設事務所 維持管理課(県境をまたぐ特定地域)	0262-45-1670	0262-45-8620
群馬県警察長野原警察署	0279-82-0110	
消防は各組合長へ届け出となり嬭恋村FCにて確認	0279-97-3721	0279-97-3720

#### (5) 撮影終了後の清掃

ロケ撮影は、施設管理者や地域住民の理解と協力があつてこそ出来るということを制作者は認識しなければなりません。従つて、撮影終了後には、施設をきれいに清掃し備品等を現状復帰したあと、立会者の確認を取ってください。これらを守らない場合、清掃に係わる費用を請求されるだけでなく、今後その施設からは一切の撮影協力をいただけなくなる可能性があります。

## **(6) 著作権及び肖像権**

各自治体が所有する公共物（広場、橋、モニュメントなど）には、意匠権、肖像権は発生しません。ただし、建造物・建築物のデザイン、公共の場に展示されている美術作品などには 著作権等が発生する場合がありますので事前に各自治体に問合せください。

また、商店街や街並みを撮影する場合は、民間の施設やテナントの看板などが映像に写り込む場合がありますが、キャラクターやロゴマークは著作権や意匠権の保護対象になるケースがあります。その場合、著作権処理をしないで放映すると訴訟になることがありますので、事前にマスキングするか、相手先から許諾を取ることが必要です。

## **(7) 保険と責任**

制作者は、ロケ撮影中の事故防止及び公共物や第三者の所有物・機器等に損害を与えないための予防措置を講じなければなりません。万一、建物・器物などを損壊した場合は、制作者に損賠賠償の責任がありますので、誠意を持って対応してください。

また、このような場合に備え、損害賠償責任保険に加入することをお勧めします。施設管理者によっては、保険に加入していることを使用許可条件にしている場合もあります。

## **(8) クレジット表示**

ロケ撮影に協力した施設やフィルムコミッションなどからクレジット掲出の依頼があった場合は、映画・テレビドラマのエンドロール等に、施設名・企業名・フィルムコミッションの名称を掲出するようご配慮ください。



## 〈参考資料〉

### 1、道路使用許可に関する法令

道路使用許可は所轄の警察署の交通課、もしくは交通規制課です。申請に当たっては許可申請書のほか様々な資料が必要です。例えば、企画書・地図・撮影現場の配置図などを添付することが必要な場合があります。

また、申請に当たっては手数料が必要です。道路使用に関する道路交通法と細則及び取扱要綱は下記の通りですが、詳細は所轄の担当課にご相談ください。

#### 【道路交通法（以下「法」という）第77条第1項第4号】

次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ該当各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。

（第1号から第3号は省略）

4. 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

#### 【警視庁道路使用許可取扱要綱第5条】

法第77条第1項第4号に基づく規則第18条による道路使用については、次によるものとする。

1. 許可基準並びに取扱要領は、下記のとおりとする。  
（アからウは省略）

工規則第18条に掲げるもの（ロケーション、撮影会等）

- （ア）現場で使用する機械器具類は、交通の妨害とならない場所におくこと。
- （イ）道路でサイン行為をしないこと。
- （ウ）照明燈、投光器を使用する場合は、自動車運転者等を幻惑させないこと。

### 孺恋村における道路使用についての条例等

孺恋村道路占用条例をご参照ください。

## 2、消防法に基づく許可申請

消防署では、撮影に関わる人々の安全はもとより、地域住民の安全も守るため、消防法に基づき様々な規制や指導を行っています。撮影に当たっては所轄の消防署と十分相談し、適切な対策を講じてください。

婦恋村内消防は各組合長へ届け出となり婦恋村フィルムコミッションへご連絡いただき確認してください。

## 3、ドローン等を使った撮影について

ドローンに関わる法律は航空法を管轄する国土交通省で定められています。ドローンの飛行に際しては以下のルールを守る必要があります。

### 飛行の方法

- ・日中での飛行
- ・目視の範囲内
- ・距離の確保
- ・催し場所での飛行禁止
- ・危険物輸送の禁止
- ・物件投下の禁止

### 私有地・所有地での飛行

民法では「土地所有権の範囲」として、土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ、と定めています。私有地の上空でドローンを飛ばす場合は所有者や管理者の許諾を得ることが必要となります。マナーの観点からも土地の権利者の許諾を得ることは必須となります。第三者の土地の上空を飛行する場合には事前に連絡をし許可を得るようにしていただきます。

なお、私有地には電車の駅や線路、神社仏閣、観光地、山林なども含まれます。これらの場所で所有者の許可なくドローンを飛行させることは出来ません。

### 道路交通法

道路交通法（道交法）は第七十七条で「道路において工事若しくは作業をしようとする者」に対して「道路使用許可申請書(申請料2,100円)」を管轄の警察署に提出し、事前に許可証を取得しなければならないと定められています。道路上や路肩などでドローンの離着陸を行う場合はこのケースに該当するため申請が必要となります。

また、道路を通行する車両に影響を及ぼすような低空を飛行する場合も同様の許可が必要です。

#### 4、主な届け出先および問合せ先

上信越高原国立公園・・・・・・・・環境省 信越自然環境事務所(万座自然保護官事務所)  
 国道・県道等の公道・・・・・・・・群馬県中之条土木事務所施設管理係三原支所  
 　　　　　　　　　　　　　　　　　須坂建設事務所 維持管理課(県境をまたぐ特定地域)  
 商業施設・宿泊施設等・・・・・・・・該当施設への確認  
 山林・森林など・・・・・・・・吾妻森林管理署 三原森林事務所  
 農家農業地域・・・・・・・・管理している農家  
 河川などの水域・・・・・・・・嬬恋村役場 建設課

お問合せ先	TEL
環境省 信越自然環境事務所(万座自然保護官事務所)	0279-97-2083
群馬県中之条土木事務所施設管理係三原支所	0279-97-3022
須坂建設事務所 維持管理課(県境をまたぐ特定地域)	0262-45-1670
吾妻森林管理署 三原森林事務所	0279-97-3024
嬬恋村役場 建設課	0279-96-1973

#### 5、注意事項

- ・条件状況により適切な申請が必要となります。
- ・工事等の通行規制が敷かれている場合があります。
- ・冬季通行止めによる交通規制がある場合があります。
- ・特殊な地域での入場規制がある場合があります。

ロケーションについて詳細や申請に関する内容など、嬬恋村フィルムコミッションにてご案内しております。

嬬恋村フィルムコミッション TEL:0279-97-3721 FAX:0279-97-3720  
 〒377-1524 群馬県吾妻郡嬬恋村鎌原710-136  
 HP:<https://www.tsumagoi-fc.com/> E-Mail:[contact@tsumagoi-fc.com](mailto:contact@tsumagoi-fc.com)